

# お元気ですか

# 南 恵子

# です

ニュースを読んでご  
意見をお寄せ下さい。

区議会議員

南 恵子

TEL 3790-1523



発行責任者 日本共産党品川区議会議員 南 恵子 八潮5-12-65-503

メールアドレス minami@jcp-shinagawa.com

## 区議会でダイエー問題を質問

区の答弁

# 撤退は 買い物環境に影響

# 買い物できない期間 短縮に努める

9月20日の本会議で、南はダイエーの撤退問題を取り上げ、新規事業者を早く決めることと買い物できない期間の短縮などを区から新都市ライフに要請するよう求めました。



具体的な問  
題を質問し  
ます。  
そこで、  
い所にしか  
行けないの  
です。

買い物弱者に最大の配慮を  
空白期間の短縮、宅配・  
移動販売車など求める

ダイエーの撤退後、新たに  
入るテナントの営業開始は2ヶ  
月後だというのですが、これ  
では困ります。高齢者、病弱  
者、妊産婦、障害者など買い  
物弱者は八潮団地の外には行  
けないのですから。

実際、新都市ライフの八潮  
担当の方は、大井ウィラやジャ  
スコができたらダイエーの売  
り上げが下がるのではないかと  
心配していたが、少し下がっ  
ただけだったと話していまし  
たが、やっぱり、高齢者、病  
弱者、妊産婦、障害者など買  
い物弱者にとつては近  
い所にしか  
行けないの  
です。

ました。まず、買い物でき  
ない空白期間をつくらない  
ことについて、答弁は、「撤  
退は、買い物環境に大きな影  
響出る」という認識を表明し、  
「期間の短縮に努める」と発  
言しました。

次に、重たい野菜類やかさ  
ばる物など、自分で持ち帰方  
のために宅配サービスは必要  
です。今は、3000円以上  
買わないと受けられません。  
そこで、無料または低額で  
宅配サービスを利用できる  
ようにすること、また、移動  
販売車やダ送迎車を実現させ、  
その維持費を区が補助するな  
ど支援体制を取るよう求めま  
した。区は、地域の状況を掴  
んで住民と力を合わせていく  
とよくわからない答弁でした。

街は様々な世代がいて当た  
り前

子育て世代を呼び込め

もう一つ質問したのは、子  
育て世代を八潮に呼び込んで

元気な街にするよう提案しました。UR住宅には空室がいっぱい、その原因の一つが家賃が高いことです。八潮に子育て世代の入居が増えれば、食料品や日用品などの売上は伸びるでしょう。八潮で安心して住み続けられるように家賃補助を求めました。

**様々な世代のいる街になるよう支援を**

街には様々な世代がいるのが当たり前です。ところが八潮は残念ながら、高齢化率25.5%という品川区内で最も高齢化した街になっています。30年前には考えられなかったことです。世代バランスの悪い街になっていることをしっかりと改善させなければ、街としての発展はできません。

そこで南は、子育て世代を増やすことでバランスのいい街に戻せば、パトリア内の各テナントの売り上げも上がるだけでなく、街としての発展が期待できるので、公費を投入する意味はあると思います。家賃補助を求めました。

ところが答弁は、家賃補助はしないといい、あまり効果の上がない「住みかえ」制度を続けるということです。

**「住みかえ」制度では効果なしが事実**

「住みかえ」制度とは、八潮団地に住んでいる高齢世帯が八潮地域以外に住んでいる子育て世代と住宅を「チェンジ」できるようにするものです。この制度は、H23年度から実施し3年目になりますが、

パトリア内にある不動産会社に住みかえを希望する方の相談を受けるよう委託しています。3年間の実績はありません。

ところが区は、H24年6月に東大井4丁目にオープンした大井林町高齢者住宅に8世帯が八潮から入居したことを実績として答弁し、引き続き支援していくといました。

しかし、高齢者の代わりに入ってきた子育て世帯はいません。

この制度は3年間で195万円使われましたが、引き続きやっても効果がでるのでしょうか。それより、安心して子育てできる八潮の街に引っ越ししてそこで暮らせるようにすることにこそ税金を使うべきです。

八潮の街が多様な世代構成の街になると、商店の売り上

げが増えるでしょう。そのような政策に転換するべきです。八潮の街が、子育て世代にも高齢世代にも、妊産婦や障害のある方にとつても、すべての方たちが安心して住み続けられる街になるよう引き続き頑張ります。

**ダイエーに関するアンケートに、FAXやメールなどご意見を寄せいただきありがとうございました。**



党創立91周年

記念講演会

10月6日(日)

きゅりあん小ホール

ぜひおいで下さい

南恵子事務所

**生活・雇用・子ども**

**生活・雇用・子ども**

**生活・雇用・子ども**

**生活・雇用・子ども**

**生活・雇用・子ども**